



114
A2017



阿蘭陀國條約

第一條

天正十一年戊午七月十日即一千八百五十八年八月十八日

大正十一年四月
侯爵 齋藤 實 贈

外國の諸貨幣を日本貨幣同種類の同量
を以て通用す
金銀の量目を
以て比較す
双方の國人互に米穀の代料を拂ふに日本と
外國とが貨幣を用いる事妨か
日本人外國の貨幣に慣えされし各港の後
元一々年各港の役所より日本の貨幣を



以て商蒙陀人等次第引替渡りへ日本法
貨幣ハ銅貨を除く輸出する事を得并に外國の
金銀を貨幣に誘ふを誘ふるも輸

佛蘭西國條約

第十四條

明治五十年三月五日西條
八百五十八年

外國の貨幣日本にても通用いたるは
其通用を日本の貨幣と外國の貨幣を
金銀を記しを合はしむ
仏蒙る人等日本人との高賣小日本の
外國の貨幣と取交用ひへ
日本人外國の貨幣は慣えされは交易の

初發小當用文を日本貨幣を外國貨幣と
是合也役不子て仏榮西人へ引替渡す
日本通用金銀と外國金銀を
若し、のり流といへり日本銅錢と貨幣に
るへさる金銀を持移るるべし

亞墨利加國條約

第五條

明治五年六月十九日
一千八百五十八年五月
八十三號

外國の諸貨幣ハ日本貨幣同
種類の同量を以て通用す

金ハ金銀ハ銀と量目を
以て比較するべし

双方の國人互に物價を價し
本と外國との貨幣を用申
る日本外國の貨幣に價す

きよら開港の後九年の間
港の役所より日本の貨幣
亜墨利加人願次第引替渡
向後鑄替の分割を出すに及
こは日本諸貨幣ハ銅錢を
る事を得并に外國の金銀ハ貨
幣を鑄るも鑄さるも輸出
へ

英吉利國條約

安政五年七月十八日
西曆一千八百五十八年

第十條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣
同種の同量を以て通用
双方此國人互に物價を拂ふに
日本と外國との貨幣を用
る事妨るべし
日本外國此貨幣を慣は

A. 2307
2

開港の後凡一ヶ年之間各港の役
所より日本此貨幣を以て銀
利太泥亞人願次第引替渡さる
鑄直一の分割ハ差出以て
及
日本諸貨幣ハ銅錢を
除く輸出さる事
を得并外國の金銀ハ貨幣を鑄
るも鑄さるも輸出以て

大正十一年四月
大隈侯爵邸

大正十一年四月

伊太里國假條約

慶應二年丙寅七月十六日
西曆一千八百六十七年八月一日

第十五條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の同量
を以て通用とす
雙方の國人互に物價を拂ふ日本と外國との
貨幣を用るも妨か
諸貨幣ハ日本の銅錢を除く輸出さる事を得并外國の
金銀一貨幣を鑄るも鑄らざるも輸出さる事

を得べし

約書和文案

大貌太泥西。佛蘭西。亞黑利加。阿蘭院。以上四ヶ国新定約書ヨリ

第六條

日多慶應二年丙寅五月十三日

日本と外國との條約中は外國貨幣は日本

貨幣と同種同量の割合を以て通用すべきを

取極たる箇條は従ひ是より日本運上所を以て

是可ドルラルを以て運上を納る時ハ一步銀量目

は比較しドルラル百枚を一步銀三百十一ヶの割合

を以て請取來まじ然ル處日本政府も亦て右

仕來を改免總く外國の貨幣日本の貨幣と引替

る事は障りなき様より又日本通用の貨幣を不

足なき様は交易を命利よせん事を欲はるより

日本金銀吹立所を盛大よせん事を既し決せり然ル

上ハ日本人又も外國人より差出すべき悉く外國

金銀貨幣並に地金ハ日本貨幣と吹替其諸難費を

差引英貨の真位を以て其為先定めたる場所
おるて引替んと此所置を行ふた先日本と条約
を取結ひて各國の其条約に書載せしむる貨幣通
用と関係せしむる箇條を改むる事勘要なきは箇條
を改むる様日本政府の申請に承諾の上
日本慶應
丁卯年十
一月中 西洋千八百六
十八年第十月一日 其所置を取行ふるは此條の
雜費とて取立つべき高の割合は向後双方の全權
協議の上定むべし

丁抹國條約

日本慶應二年丙寅十二月即西洋千八百
六十七年十一月十二日、定約書ヨリ

第十五條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種同量を以
て通用すべし
双方の國人互に物債を拂ふに日本と外國との
貨幣を用るゝ妨か
諸貨幣ハ日本銅錢輸出する事を得并に外國の
金銀の貨幣も輸出する事を得べし

丁林 副條約

日本慶應二年八月廿七日印
西曆一千八百六十七年

第六條

日本と外國との條約中、外國貨幣ハ日本貨
幣と同種同量の割合を以て通用とすべしと仮定
たるヶ条より後ハ是迄日本通用所より墨是^{めき}可^かドル
ヲルを以て運上を納るときハ一分銀の量目^りに
較^く一ドルヲル百枚を一分銀三百十一個の割合を以
て請取来きり然る處日本政府も於て右仕来り

を改め總て外國の貨幣日本の貨幣と引替る事
に障りなき様より又日本通用の貨幣を不足の
様より交易を便利せんと事を欲するより日本
金銀吹立所を盛大にせんことを既に決せり然る上
ハ日本人又ハ外人の差出とすべき總て外國金銀貨
幣并地金ハ日本貨幣に吹替其諸費を差引其實の
真位を以てすため定めたる場所にて引替んと
以此事を行ふもの條約に書載せたる貨幣通用

一 國幣の條を改むること緊要なりきハ右の條を
改むる様日本政府が申渡し兼諾の上其丁卯年
十一月中 西洋千八百六十
八年十一月一日 より其處置を行ふ處し
吹替の雜費として取立べき高の割合ハ向後吹替の
全權協議の上定むべし

葡萄牙國假條約

萬延元年甲申六月十七日
西洋千八百六十一年

第十條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の同量
を以て通用すべし雙方の國人互に物價
ふよ日本と外國との貨幣を用ゆる事妨
日本人外國の貨幣ハ慣ハるるハ開港の後九
一ヶ年の間各港の役所より日本の貨幣を以
て葡萄牙國願次第に替渡すべし鑄直しの分

大
改
富

割に差出す不及るべし

日本諸貨幣銅錢を輸出する事を得并

外國の金銀ハ貨幣鑄るも輸出する事を得

白耳義國條約

慶應三年丙寅六月十一日 宣旨
西洋千八百六十七年

第十五條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種同量
を以て通用とすべし

双方の國人互ひし物價ヲ拂ふし日本と外國

との貨幣を用ふるに妨るべし

日本の諸貨幣銅錢ヲ輸出する事を得

外國の金銀ハ貨幣鑄るも輸出する事を得

出する事を得べし

瑞西國假條約

第十四條

外國の諸貨幣と日本所貨幣と同種の同量
を以て通用するを――

双方の國人互に物價を拂ふに日本と外國と
の貨幣を用ゆる事を妨る――

日本諸貨幣を銅錢を除く輸出する事を得并に
外國所金銀を貨幣に鑄るを鑄ざるを輸
する事を得べ――